

2-17

庶発第649号 昭和26年9月22日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術會議会長代理 我妻 栄

行政機構の改革に関し試験研究機関について（要望）

本会議は、行政機構の改革に関し試験研究機関についての要望を7月23日付送付いたしました。その主旨について御考慮下されつゝあることは、科学技術の推進のため幸と存ずる次第であります。この際、更に、次の点について本会議の希望を申し述べ、一層特別の御配慮をお願いいたしたく存じます。

1. 試験研究機関に対する整理率が割一的な数字で示されておりますが、試験研究機関の性格・内容には種々の差異がありますので、直接の責任者の意見を徵し、割一的整理から生ずる弊を避けられ、殊に整備途上にあるもの、その他、整理によつてその機能が著しく損傷される危険のあるもの等について特に考慮を払われたい。
2. 各省内における試験研究機関の従来の地位に鑑み、整理実行に当つては、当該省の他部局との混合を避けるよう特別の措置を講じられ、科学技術の推進に対する主旨を十分に徹底するよう計られたいこと。

2-18

庶発第698号 昭和26年11月5日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術會議会長 亀山直人

国立大学大学院について（要望）

本会議は、その第11回総会の議決に基き、下記のとおり要望します。

記

昭和28年度からは、国立大学の大学院が発足するが、その際、建物、施設を充実し、教官および学生のために別途の研究費を計上することは、わが国の研究水準の維持、向上を図るために必要であると考えるから、政府においては、その措置を講ぜられたい。

2-19

庶発第697号 昭和26年11月5日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術會議会長 亀山直人

学術用語制定について（要望）

本会議は、その第11回総会の議決に基き、下記のとおり要望します。

記

「学術用語制定のことは、学問と進歩とその正しい普及にとつてきわめて重要なことであるから、現在文部省学術用語分科審議会において実施している事業は、これを完成に至るまで、必ず継続せられたい。」